

審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14 日 以 内
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に 提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1、内線 3 0 4 3 ~ 3 0 4 5)
備 考 :